

平成24年3月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

消費税仕入税額控除 95%ルール見直し — 平成23年度消費税税制改正 —

消費税は、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除した差額を納付する制度になっています。課税売上割合が95%以上であり、売上のほとんどを課税売上が占めるような事業者については、仕入税額についても課税売上に対応するものがほとんどであると見込まれるため、仕入税額の全額の控除を認めていました。これが仕入税額控除の95%ルールと呼ばれるものです。

I. 95%ルールの改正

課税売上割合が95%以上で、かつ、その課税期間における課税売上高が5億円を超える事業者については、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から仕入税額の全体の控除が認められなくなり、従来課税売上割合が95%未満の事業者が適用している「個別対応方式」か「一括比例配分方式」のいずれかにより仕入税額控除の計算を行うこととなります。

II. 個別対応方式・一括比例配分方式の基本的事項

1. 個別対応方式とは

課税仕入等について、①課税売上にのみ対応するもの ②非課税売上にのみ対応するもの ③課税売上・非課税売上に共通して対応するものの3つに区分した上で、計算します。

$$\text{控除される仕入税額} = \text{①} + \text{③} \times \text{課税売上割合}$$

2. 一括比例配分方式とは

$$\text{控除される仕入税額} = \text{課税仕入等の税額} \times \text{課税売上割合}$$

簡便な方式ですが、課税売上割合が95%以上の事業者については、個別対応方式より不利になるケースが多いようです。

また一度適用すると2年間は継続して適用しなければなりません。

III. 適用初年度の検討案

1. 個別対応方式か一括比例配分方式かを検討します。(どちらの方式で申告するかは申告時に決定することができます)
2. 個別対応方式を選択する場合は、個々の課税仕入等の単位で課税仕入等の区分を決定します。
3. 2のうち課税売上・非課税売上に共通する課税仕入等については、合理的な基準によりさらに課税売上にのみ対応する課税仕入等と非課税売上にのみ対応する課税仕入れ等に区分することを検討します。
4. 課税売上割合に準ずる割合により計算することを検討します。